

2月7日 いよいよ始まった大飯原発3・4号の仮処分裁判 関電に白旗上げさせるまで頑張ろう！

次回審尋 4月18日 午後2時 大阪地裁

「大飯原発3・4号を仮処分裁判で止める！」。原告（債権者）・弁護団と支援者の意気込みを示した新しい横断幕を掲げ、原告と弁護団を法廷に送りました。2月7日、大阪地裁で、大飯原発3・4号機の運転差止仮処分裁判の第1回審尋が始まりました。関電が大飯3号に燃料を装荷する2日前です。この仮処分裁判は昨年（2017年）12月25日に提訴されました。わずか1週間前の呼びかけにも関わらず、この裁判を支援しようと急ぎょ約30名の支援者が参加。この日の行動は、「福井から原発を止める裁判の会」と「おい原発を止めよう裁判の会」の呼びかけでしたが、おりからの大雪で交通機関が全てストップし、福井市の皆さんの参加はかないませんでした。後に紹介するように、豪雪の福井から熱い連帯のメッセージが寄せられました。



◆第1回審尋の内容と記者会見

関電は原告書面への反論は3月中旬としながら、再稼働は予定どおり3月中旬



大雪のため金沢の鹿島弁護士も参加がかなわず、原告と弁護士2名（甫守一樹弁護士、大河陽子弁護士）が第1回審尋に臨まれました。関電側は弁護士と、傍聴席に10名以上の関電職員が参加。審尋は約25分で終了し、大阪地裁の記者会見室で会見が行われました。会見場には報道関係者が多数集まり、甫守弁護士から審尋の内容が紹介されました。

仮処分裁判は、島崎邦彦氏（前原子力規制委員の副委員長・地震担当）が大飯原発の基準地震動が過小評価であると警告されている内容に絞って、早期の決定を求めています。

今回の審尋の内容

- ・ 裁判の焦点について、入倉・三宅式による大飯原発の基準地震動の問題ですねと裁判長から確認があった。
- ・ 3月中旬には再稼働が予定されているので、それまでに審理を終えてほしいとの上申書を出しているが、裁判所としては、そこまで急いで決定は出せないとのこと。
- ・ 関電は2月5日に140頁もの答弁書を出してきたが、内容はいつも通り「原発の必要性、原発の仕組み、地震とは・・・、立証責任は原告にある」というもので、基準地震動に関する具体的

反論はほとんどない。関電は、原告への反論は3月中旬に出すと答えたとのこと。

- ・裁判長は、関電の反論を踏まえて、双方に質問もしたいと述べた。
- ・裁判長から、迅速にやらなければならないが、専門的なことが絡んでくるので説明会をしてほしいとの求めがあり、双方とも了解した。時期は5月連休明けをめどに調整する。
- ・関電は名古屋高裁金沢支部の裁判で、島崎証人の証言を間近で聞き、詳細な反論書面も出している。審理を迅速に進めるため、原告側からその関電書面を疎明資料として今回提出している。関電の主張はそこに書かれているため、迅速な審理を再度求めた。
- ・この希望は認められなかったが、裁判所としては迅速性と、内容をしっかり理解したいということで、積極的に審理を進める姿勢を見せてくれたので、期待したい。

続いて原告の児玉さんから、仮処分裁判に訴えた思いが語られました。大飯原発から43kmの南丹市に住む住民として、大飯原発が再稼働すれば、既に稼働中の高浜3・4号と合わせて4基の運転となり、同時発災も現実味を帯びてくる。しかし、同時発災の避難計画もない状況で、仮処分決定が早く出ることを望んでいますと訴えました。事故の想定も避難の範囲も意図的に小さくされているのは、基準地震動の過小評価に根本的な問題があり、島崎証言を踏まえた科学的な検証の結果、関電の主張を批判しつくしたいと希望している。さらに、2014年の福井地裁の樋口判決が示した「人格権は最大の価値を有する」との概念を踏まえ、関電が無視する樋口判決に基づいて審理してほしいと力強く語られました。

◆報告・交流会 福井と関西各地の原告団が交流

記者会見終了後は、近くの会場に移動し、報告・交流会がもたれました。記者会見に出席できなかった支援者もあったため、最初に弁護団から上記のような審尋の内容が紹介されました。児玉さんからは改めて、原告は一人でも弁護団の尽力で裁判は成り立ち、全力で臨みます。それと同時に、市民の活動と繋がりながら裁判を進めていきたい、さらに、福井と関西各地の裁判の連携も進めていきたいと挨拶がありました。

審尋内容についての質疑の後、今回初めて一堂に会した関西各地の原告から挨拶と裁判の紹介がなされました。▼初めに、大阪地裁で高浜3・4号の運転差止仮処分裁判（ミサイル裁判）の原告である水戸さんから、5回の審尋を経て3月中に決定が出ることが紹介されました。今回と同じ裁判長であるため、大飯の審尋には時間がかかるのではないだろうか。多くの支援者と共にあることで、喜びは倍増し、悔しさは半減されます、手をつないでいきましょうと呼びかけられました。



▼京都地裁の原告団事務局長の吉田さんからは、5次の提訴で3千名を超える大原告団となっていること、福島原発事故の被害や関電の基準地震動の過小評価等の争点について、弁護団・原告団等で定期的に会合を持ち裁判を進めていること、原発事故の被害者、市民の運動と連携して進めていること等が報告されました。▼滋賀地裁の原告である西村さんは、児玉さんと弁護団に対し、今回の仮処分裁判に踏み切られたことに感謝の意を述べられ、滋賀では、関電の全原発の停止を求めた裁判であり、福島事故の原因や基準地震動の過小評価等を巡って争っていることが紹介されました。また、今後もこのような連携を深めていきたいと述べられました。▼大阪地

裁の国相手の裁判では、共同代表の小山さんは基準地震動の過小評価について、「宮腰・入倉・釜江」氏によるデータ改ざんの疑いもあることを紹介。同じく共同代表のアイリーンさんは、火山灰問題で関電の評価が過小であること、これを裁判と関西の自治体への申入れ等で広めていこうと訴えました。▼福島原発事故で関西に避難されている菅野さんは、避難者の関西訴訟では「避難する権利」を訴えているが、「避難しなくてもいい権利」のために再稼働を止めていこうと挨拶。▼そして、大雪のため参加できなかった福井の裁判の会のメッセージが最後に読み上げられました。名古屋高裁金沢支部の裁判長は、島崎氏の重要な証言に対して法廷で一言の質問も行わず、そのほかの原告側証人申請もすべて却下し、まさに裁判が最大の山場を迎えた時点で控訴審を結審してしまった。これに現在も抗議行動を続けています。そして、大飯仮処分裁判の原告を断腸の思いで降りざるを得なかったが、会として全力で支えていきます。何としても大飯仮処分裁判に勝利しよう！との熱いメッセージに参加者から大きな拍手が沸き起こりました（福井からのメッセージは別紙で読むことができます）。

おおい町から駆け付けてくださった宮崎さんからは、火山灰問題について役場に資料を届けると、「町は何も聞いていない」という状況で、議員たちは原発づくりに慣らされてしまっていること等が紹介されました。世界は脱原発に向かっている現実を広めながら取り組みを続けていること、また立地の町でありながら、安定ヨウ素剤も避難計画も知らない母親たちから不安の声が上がり始め、地道な取り組みを続けているとのお話がありました。

参加者からも支援の発言がありました。神戸の方は、とにかくあきらめずに続けていこう！南丹市から参加された方からは、若い母親たちを中心に市議会選挙の立候補者に安定ヨウ素剤等のアンケートが行われており、住民の力で候補者たちも無関心ではいられなくなっていること、活動のウイングがだんだん広がっていることが紹介されました。

約 90 分の報告・交流会は、福井と関西の裁判闘争の連携の場ともなりました。最後は、児玉さんの「関電に白旗上げさせるまで頑張ろう！」との力強い言葉で終了しました。

次回審尋は、4月18日（水）午後2時からです。大阪地裁に集まりましょう。

報告・交流会で紹介された、福井・関西各地の裁判の次回期日等は下記のとおりです。

裁 判	裁判所	相手方	次回期日など
大飯 3・4 仮処分裁判	大阪地裁	関西電力	4月18日 14:00
高浜 3・4 仮処分裁判	大阪地裁	関西電力	3月中に決定
大飯 3・4 運転差止本訴	名古屋高裁金沢支部	関西電力	昨年11月に結審を強行
大飯 3・4 運転差止本訴	京都地裁	関西電力・国	3月27日
高浜・大飯・美浜運転差止本訴	大津地裁	関西電力	4月24日
大飯 3・4 運転差止本訴	大阪地裁	国	3月14日 11:00
避難者の京都損害賠償訴訟	京都地裁	国・東京電力	3月15日 集合 9:20 判決 10:00
避難者の関西損害賠償訴訟	大阪地裁	国・東京電力	2月22日 集合 13:00
避難者の兵庫損害賠償訴訟	神戸地裁	国・東電	3月19日 集合 13:30

2018年2月13日

福井から原発を止める裁判の会/ おおい原発止めよう裁判の会